

介護職員処遇改善加算

キャリアパス要件

- 要件Ⅰ ①職員の職位、職責又は職務内容に応じた任用等の要件を定めている。
②職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。
③就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知している。
- 要件Ⅱ 将来展望を持って働き続けることのできるよう、能力・経験・資格等を反映した職場の風土をつくっていく。
＜具体的な取組内容＞
・資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに職員の能力評価を行う。【年1回、人事考課を行い、個別面談を実施する。】
・資格取得のための支援の実施【資格取得・研修等、該当者がいる場合は勤務について考慮する。】
- 要件Ⅲ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。
＜具体的な仕組み＞
・勤続年数や経験年数に応じて昇給する仕組み
・資格等に応じて昇給する仕組み
・人事評価等の一定の基準に基づき定期に昇給する仕組み

職場環境等要件

資質の向上

- ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対するサービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修等の受講支援
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

労働環境・処遇の改善

- ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤労環境や支援内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

その他

- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減